

日健栄第98号  
令和2年10月20日

会員各位

公益財団法人 日本健康・栄養食品協会  
理事長 矢島 鉄也  
[公印省略]

個別審査型JHFA制度の開始について  
(申請受付開始のご案内)

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業に関し格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

当協会は、健康や機能性を意図して販売する食品について、消費者に正しい商品選択のための情報を提供するとともに、適切な製品設計の観点で製品品質及び安全性を確保することを目的に、1986年（昭和61年）から認定健康食品（JHFA）マーク認定制度（以下「JHFA制度」とする。）を行って参りました。

JHFA制度は、品質に関わる規格基準を設定し、その基準に従って製品の認定審査会を行い、合格した製品に表示許可を行う制度であり、現在は69の食品群に規格基準を設定しています。

健康食品の品質を確保し、消費者に正しい情報を提供するためには、保健機能食品制度の充実と健康食品の品質確保が重要です。

そのため、品質規格、製造・加工、表示等をはじめ、健康の維持・増進に役立つ情報を消費者に提供し、適切な商品選択に資することを目的に、個別審査型JHFA制度を導入いたしました。

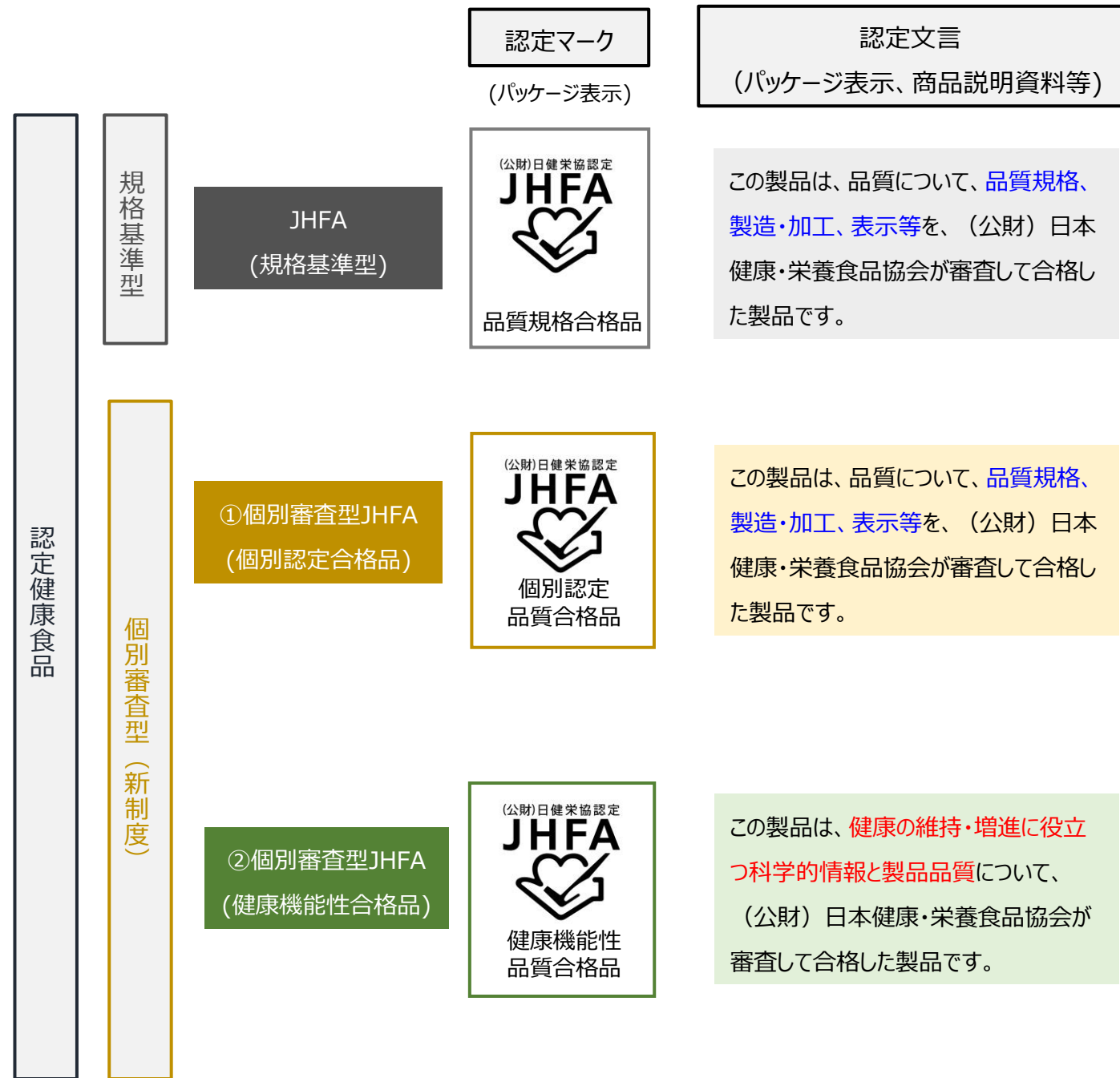
個別審査型JHFA制度は、従来のように事前に規格基準を設定することなく、健康や機能性を意図して販売する製品の申請を受けて、有識者からなる認定審査会において、製品の品質・安全性・有効性について個別に審査を行います。

詳細は、別紙をご覧くださいまして、是非ご活用いただければと存じます。

今後とも、当協会の事業に関し益々のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

# 個別審査型JHFA制度 – 認定マークと認定文言 –



規格基準型JHFA  
制度説明

規格基準型JHFA制度とは、食品ごとに品質に関わる規格基準を設定し、その基準に適合するかについて審査を行い、合格した製品に対して認定マークを表示することのできる（公財）日本健康・栄養食品協会独自の認証制度です。

個別審査型JHFA  
制度説明

個別審査型JHFA制度とは、食品の機能性・安全性に関する科学的情報情報を審査・評価し、商品に表示することのできる（公財）日本健康・栄養食品協会独自の認証制度です。